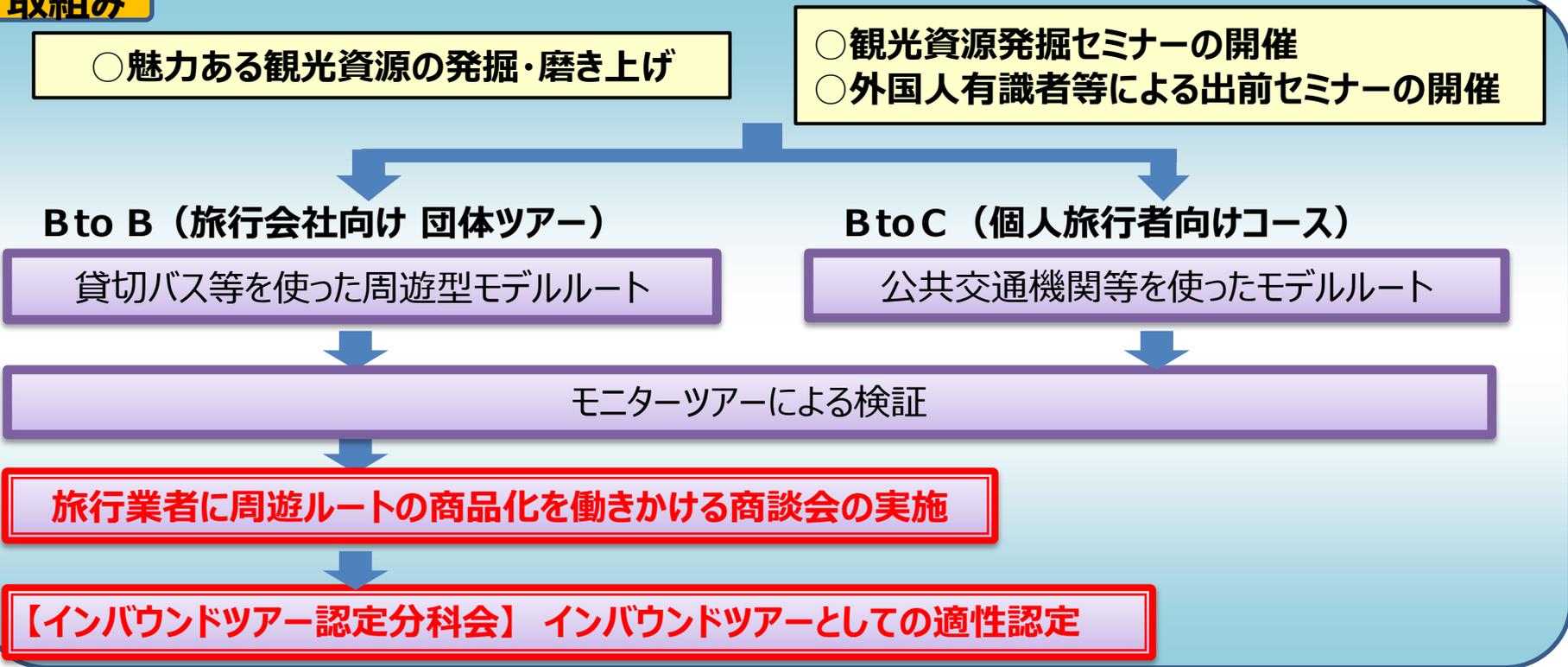


## 目的

- ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリ・パラ大会を契機に、国内外の観光客を誘致するため、平成28年6月に設立（48団体）。
- 発掘・磨き上げを行った観光コンテンツを活用した周遊モデルルートを生業業者等に提示して、ツアー商品化などを要請し、外国人観光客等の一層の増加を図る。

## 取組み



(1000本ツアーの企画・商品化)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新規	400本	200本	200本	200本
累計	400本	600本	800本	1000本

# 平成28年度の取組

神奈川県観光魅力創造協議会を  
母体とした活動

- 協議会構成員による  
魅力ある観光資源の発掘

発掘・提案された観光資源数  
(実績) 1,076件

- 『観光資源発掘セミナー』

(小田原会場：100名参加、横浜会場：224名参加)

- 外国人有識者等による  
出前セミナーの開催

(実績) 30箇所

三浦市2回、伊勢原市3回、横浜市3回、平塚市2回、箱根町2回、相模原市2回、湯河原町2回、藤沢市2回、横須賀市2回、川崎市3回、寒川町、愛川町及び清川村(宮ヶ瀬湖周辺地域)、茅ヶ崎市、鎌倉市、秦野市、厚木市、小田原市

- モデルルートモニターツアー  
による検証

予定しているモデルルート (H29.1より開始 26ルート実施予定)

- ・横浜金沢の海景色巡り(旧伊藤博文別邸他)
- ・三浦半島 隠れ家的な海岸(荒井浜海外他)
- ・津久井伝統工芸と宮ヶ瀬湖散策(宮ヶ瀬ダム他)

- インバウンドツアーの商品化を  
働きかける商談会の実施

(実績) 2回 (第1回：H28.11.30 第2回：H29.2.16)

参加者 第1回 旅行会社・ランドオペレーター31社、県内自治体10市町  
第2回 旅行会社・ランドオペレーター25社、県内自治体等12団体

HPでの情報発信

- 外国語観光情報Webサイトの開設(H29.2.10)  
「Tokyo Day Trip  
-kanagawa travel info-」

対応言語：日本語・英語

★観光地情報の発信

★コンシェルジュ機能

★HPアクセス解析



## 神奈川県観光魅力創造協議会設置要綱

### (設置)

第1条 ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、国内外の観光客の県内誘致を推進し、地域経済の活性化を図るため、県内の多彩な観光資源の発掘・磨き上げや魅力的な周遊ルートの開発を行うことを目的に、神奈川県観光魅力創造協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の多彩な観光資源の発掘・磨き上げ
- (2) 魅力的な周遊ルートの設定
- (3) インバウンドツアーの適性の認定
- (4) 前3号に掲げるほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第3条 協議会の構成員及びオブザーバーは、別表のとおりとする。

2 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、構成員の中からこれを充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、必要があるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (公開)

第5条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、非公開とする。

(1) 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26条）第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合

(2) 協議会を公開することにより、協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 前項ただし書の規定により非公開とする場合は、会長が協議会に諮って決定する。

### (分科会)

第6条 協議会に、インバウンドツアー認定分科会（以下「認定分科会」という。）を設置し、インバウンドツアーの適性の認定審査を委任する。

2 認定分科会は協議会の構成員をもって組織する。

3 認定分科会に座長を置き、座長は協議会会長が指名する。

4 認定分科会の会議は、座長が必要に応じ招集する。

5 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、認定分科会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 第1項に定めるもののほか、会長は、必要があると認めるときは、特定の事項について調査及び検討を行わせるための専門分科会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務を処理するため、神奈川県産業労働局観光部に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

# 神奈川県観光魅力創造協議会 構成団体一覧

(順不同)

区分	団体名
県	神奈川県
市町村	神奈川県市長会
関係団体 (2)	神奈川県町村会
観光振興団体 (3)	独立行政法人 国際観光振興機構 (JNTO)
	(公社) 神奈川県観光協会
	(公財) 横浜観光コンベンション・ビューロー
旅行業団体 (2)	(一社) 日本旅行業協会関東支部神奈川県地区委員会
	(一社) 全国旅行業協会神奈川県支部
宿泊関係団体 (3)	神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合
	(一社) 日本旅館協会関東支部連合会神奈川県支部
	(一社) 日本ホテル協会神静山梨支部
交通事業者・団体 (23)	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
	東海旅客鉄道株式会社
	関東鉄道協会
	小田急電鉄株式会社
	京浜急行電鉄株式会社
	東京急行電鉄株式会社
	相模鉄道株式会社
	箱根登山鉄道株式会社
	小田急箱根ホールディングス株式会社
	江ノ島電鉄株式会社
	伊豆箱根鉄道株式会社
	横浜市交通局
	横浜高速鉄道株式会社
	湘南モノレール株式会社
	株式会社横浜シーサイドライン
	(一社) 神奈川県バス協会
	(一社) 神奈川県タクシー協会
	(一社) 神奈川県レンタカー協会
	関東旅客船協会
	東日本高速道路株式会社関東支社
	中日本高速道路株式会社
	日本航空株式会社
	全日本空輸株式会社
農林水産関係団体 (2)	かながわブランド振興協議会
	神奈川県漁業協同組合連合会
経済団体 (4)	(一社) 神奈川県経営者協会
	(公社) 商連かながわ
	(一社) 神奈川県商工会議所連合会
	神奈川県商工会連合会
貿易関係団体 (1)	日本貿易振興機構 (ジェトロ) 横浜貿易情報センター
金融事業者・団体 (2)	株式会社横浜銀行
	神奈川県信用金庫協会
文化団体 (2)	神奈川県博物館協会
	(公財) 神奈川芸術文化財団
大学 (1)	かながわ観光大学推進協議会
ボランティアガイド団体 (2)	かながわボランティアガイド協議会
	神奈川SGGクラブ

国	国土交通省 関東運輸局
---	-------------

※ 関東運輸局は、オブザーバー参加